

○国土交通省令第 号

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第 号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第十二号中「（居室の場合にあつては二・一メートル（学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては三メートル）を下回らないものに限る。」を削る。

第十条の五の二十一第一項第一号中「又は建築材料」を「、建築材料又はプログラム」に改める。
 第十一条の二の三第二項第一号イ中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改める。

別表第二法第二条第九号の二ロの認定に係る評価の項の次に次のように加える。

法第二十条第一号の認定に係る 評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百万円
法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種類ごと）		百万円

別表第二令第二十条の五第一項第四号の表の認定に係る評価（令第二十条の六第二項の認定に係る評価

を併せて行う場合を除く。)の項中「第二十条の五第一項第四号」を「第二十条の七第一項第二号」に、
「第二十条の六第二項」を「第二十条の八第二項」に改め、同表令第二十条の五第二項の認定に係る評価
の項中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改め、同表令第二十条の五第三項の認定に係
る評価の項中「第二十条の五第三項」を「第二十条の七第三項」に改め、同表令第二十条の五第四項の認
定に係る評価の項中「第二十条の五第四項」を「第二十条の七第四項」に改め、同表令第二十条の六第一
項第一号ロ(1)の認定に係る評価の項中「第二十条の六第一項第一号ロ(1)」を「第二十条の八第一項第一号
ロ(1)」に改め、同表令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る評価の項中「第二十条の六第一項第一号
ハ」を「第二十条の八第一項第一号ハ」に改め、同表令第二十条の六第二項の認定に係る評価(令第二十
条の五第一項第四号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。)の項中「第二十条の六第二項」を
「第二十条の八第二項」に、「第二十条の五第一項第四号」を「第二十条の七第一項第二号」に改め、同
表令第二十条の五第一項第四号の表の認定及び令第二十条の六第二項の認定に係る評価の項中「第二十条
の五第一項第四号」を「第二十条の七第一項第二号」に、「第二十条の六第二項」を「第二十条の八第二
項」に改め、同表令第二十条の七の認定に係る評価の項中「第二十条の七」を「第二十条の九」に改め、

同表令第三十六条第二項第三号の認定（同条第三項第二号に掲げる場合を含む。）に係る評価の項及び令第三十六条第四項の認定に係る評価の項を削り、同表令第二百二十九条の四第一項第三号の認定に係る評価の項中「第二百二十九条の四第一項第三号」の下に「（令第四百四十四条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同表令第三十六条の二第一号の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

<p>令第三百三十九条第一項第三号又は第四号ロ（これらの規定を令第四百四十条第二項、令第四百四十一条第二項又は令第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。）の認定に係る評価</p>	<p>八十万円</p>
<p>令第四百四十四条第一項第一号ロ又はハ②の認定に係る評価</p>	<p>八十万円</p>

別表第二令第四百四十四条第二号の認定に係る評価の項を削り、同表令第四百四十四条第四号イの認定に係る評価の項中「第四百四十四条第四号イ」を「第四百四十四条第一項第三号イ」に改め、同表令第四百四十四条第六号の認定に係る評価の項中「第四百四十四条第六号」を「第四百四十四条第一項第五号」に改め、同表備考中「令第三十六条第二項第三号（同条第三項第二号に掲げる場合を含む。）」、令第三十六条第四項を「法第二十条第一号」に改め、同備考を同表備考一とし、同表備考に次のように加える。

二 法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価のうち、既に評価を受けたプログラムの変更に係る評価にあつては、(b)欄に掲げる額の二分の一とする。

別記第十九号様式注意5⑤及び別記第二十六号様式注意5⑤中「辨ニ十辨ノ出辨一漏辨川中」を「辨ニ十辨ノ出辨一漏辨一中」に改める。

別記第五十号の十一様式から別記第五十号の十三様式までの様式中「辨辨ハ辨ハハ辨辨ハ辨」を「辨辨ハ辨」に改める。

(建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正)

第二条 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定確認検査機関(第十四条―第三十一条の二)」を

「第三章 指定確認検査機関(第三章の二 指定構造計算適

第十四条―第三十一条の二)

に改める。

合性判定機関(第三十一条の三―第三十一条の十四)」

第十四条第八号中「第三十二条第八号及び第五十八条第八号において同じ。」を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 指定構造計算適合性判定機関

(指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請)

第三十一条の三 法第七十七条の三十五の二の規定による指定を受けようとする者は、別記第十号の様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 申請者が法人である場合においては、役員又は第十七条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 事務所の所在地を記載した書類
- 八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書
- 九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書
- 十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 構造計算適合性判定員の氏名及び略歴を記載した書類

十二 現に行っている業務の概要を記載した書類

十三 構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十一号及び前号を除く。）に掲げる書

類（この場合において、第五号及び第八号から第十号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五 その他参考となる事項を記載した書類

（指定構造計算適合性判定機関に係る名称等の変更の届出）

第三十一条の四 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の五第二項の規定によりその名称若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第十号の三様式の指定構造計算適合性判定機関変更届出書を、都道府県知事に提出しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新）

第三十一条の五 法第七十七条の三十五の六第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が指定の

更新を受けようとする場合は、第三十一条の三の規定を準用する。

(構造計算適合性判定員の要件)

第三十一条の六 法第七十七条の三十五の七第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 建築物の構造に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者

三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

(構造計算適合性判定員の選任及び解任の届出)

第三十一条の七 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の七第三項の規定によりその構造計算適合性判定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第十号の四様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定員選任等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

(構造計算適合性判定業務規程の認可の申請)

第三十一条の八 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項前段の規定により構造計算適合性判定業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十号の五様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程認可申請書に当該認可に係る構造計算適合性判定業務規程を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の九第一項後段の規定により構造計算適合性判定業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十号の六様式の指定構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(構造計算適合性判定業務規程の記載事項)

第三十一条の九 法第七十七条の三十五の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構造計算適合性判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地に関する事項

- 三 構造計算適合性判定の業務の範囲に関する事項
- 四 構造計算適合性判定の業務の実施方法に関する事項
- 五 構造計算適合性判定に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 構造計算適合性判定員の選任及び解任に関する事項
- 七 構造計算適合性判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 構造計算適合性判定の業務の実施体制に関する事項
- 九 構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項
- 十 その他構造計算適合性判定の業務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第三十一条の十 法第七十七条の三十五の十第一項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 構造計算適合性判定に係る確認を申請した者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 構造計算適合性判定の求めに係る建築物の種類、名称、構造その他の概要、構造計算の概要及び当

該構造計算に用いたプログラムの名称、当該プログラムに係る国土交通大臣の認定の有無、認定番号

その他の概要

三 構造計算適合性判定の求めを受けた年月日

四 構造計算適合性判定を行った構造計算適合性判定員の氏名

五 構造計算適合性判定の結果

六 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付した年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に
じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき
は、当該記録をもって法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 法第七十七条の三十五の十第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル
又は磁気ディスクを含む。）は、第三十一条の十三の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければ
ならない。

（図書の保存）

第三十一条の十一 法第七十七条の三十五の十第二項の構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第二十三条第一項第一号に規定する図書（構造計算適合性判定に要したものに限る。）及び構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写しその他構造計算適合性判定のための審査の結果を記載した図書とする。

2 前項の図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の図書に代えることができる。

3 法第七十七条の三十五の十第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、法第十八条の二第三項の規定により読み替えて準用する法第六条第八項、法第六条の二第五項又は法第十八条第七項の規定による通知書の交付の日から十五年間保存しなければならない。

（指定構造計算適合性判定機関に係る業務の休廃止の許可の申請）

第三十一条の十二 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構

造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号の七様式の指定構造計算適合性判定機関業務休廃止許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(処分の公示)

第三十一条の十三 法第七十七条の三十五の十四第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報で行うものとする。

一 処分をした年月日

二 処分を受けた指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実

(構造計算適合性判定の業務の引継ぎ)

第三十一条の十四 指定構造計算適合性判定機関(都道府県知事が法第七十七条の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定構造

計算適合性判定機関であった者)は、法第七十七条の三十五の十五第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 構造計算適合性判定の業務を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 構造計算適合性判定の業務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

第三十二条第八号中「第七十七条の三十七第一号」の下に「(民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。第五十八条第八号において同じ。)」を加える。

第三十八条第一号イ中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第五十九条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 法第二十条第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の三 法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る性能評価を行う者としての指定

第五十九条第八号の二中「第二十条の五第一項第四号」を「第二十条の七第一項第二号」に、「第二十

条の六第二項」を「第二十条の八第二項」に改め、同条第八号の三中「第二十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改め、同条第八号の四中「第二十条の六第一項第一号ロ(1)」を「第二十条の八第一項第一号ロ(1)」に改め、同条第八号の五中「第二十条の六第一項第一号ハ」を「第二十条の八第一項第一号ハ」に改め、同条第八号の六中「第二十条の七」を「第二十条の九」に改め、同条第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十二号の二を同条第十二号とし、同条第十二号の三から第十二号の五までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号の次に次の五号を加える。

二十一の二 令第三百三十九条第一項第三号及び第四号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の三 令第四百十条第二項において準用する令第三百三十九条第一項第三号及び第四号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の四 令第四百十一条第二項において準用する令第三百三十九条第一項第三号及び第四号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の五 令第四百十三条第二項において準用する令第三百三十九条第一項第三号及び第四号ロの認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一の六 令第四百四十四条第一項第一号ロ及びハ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定
第五十九条第二十二号中「第四百四十四条第二号、第四号イ及び第六号」を「第四百四十四条第一項第三号
イ及び第五号の認定並びに同条第二項において読み替えて準用する令第二百二十九条の四第一項第三号」に
改める。

第六十三条第三号中「又は建築材料」を「建築材料又はプログラム」に改め、同条第四号へ中「第二
十条の五第二項」を「第二十条の七第二項」に改める。

第六十八条第一項第二号中「又は建築材料」を「建築材料又はプログラム」に改める。

附 則

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第
九十二号）の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。